川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の 制定について

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例を次の とおり制定する。

## 平成29年6月5日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第1 2号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項に次の8号を加える。

(12)	選挙長	日額	10,	600円
(13)	投票所の投票管理者	日額	12,	600円
(14)	期日前投票所の投票管理者	日額	1 1,	100円
(15)	開票管理者	日額	10,	600円
(16)	投票所の投票立会人	日額	10,	700円
(17)	期日前投票所の投票立会人	日額	9,	500円
(18)	開票立会人	日額	8,	800円
(19)	選挙立会人	日額	8,	800円

第1条第2項を次のように改める。

2 公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第48条の2第6項において読

み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げ、又は閉じる時刻を繰り下げた場合における前項第14号又は第17号の職員の報酬の額は、これらの号に掲げる額に、当該期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、同項第14号の職員については965円、同項第17号の職員については826円をそれぞれ加算した額とする。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、前条第1項第12号、第15号、第18号及び第19号の職員が、 投票日の当日に開票を開始した場合で、開票を開始した日から当該日の翌日 まで引き続いて職務に従事したときは、当該翌日の職務を開票を開始した日 の職務とみなして報酬を支給する。

第5条第1項中「、第2項」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

制定要旨

期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬額を改定し、並びに選挙長、 開票管理者等の報酬の支給方法等について規定の整備を行うため、この条例を 制定するものである。